




第69回 定時株主総会招集ご通知

 **日時** 2020年4月23日（木曜日）午前10時より

 **場所** 大阪市北区大淀中一丁目1番20号
ウェスティンホテル大阪 2階 ローズルーム

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただく場合がありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。
<https://sekisuihouse.co.jp/company/financial/holders/shotsu/index.html>

決議事項 <会社提案（第1号議案から第7号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する賞与支給の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動賞与に係る報酬決定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

<株主提案（第8号議案）>

- 第8号議案 取締役11名選任の件

積水ハウス株式会社

証券コード 1928

目次

第69回 定時株主総会 招集ご通知 1

[株主総会参考書類]

議案及び参考事項

<会社提案(第1号議案から第7号議案まで)>

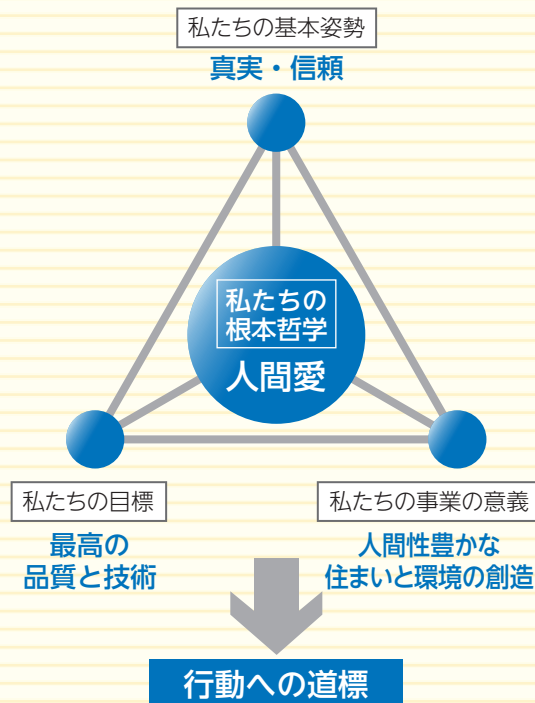
- 第1号議案 剰余金の処分の件 4
- 第2号議案 定款一部変更の件 5
- 第3号議案 取締役12名選任の件 6
- 第4号議案 監査役1名選任の件 18
- 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する賞与支給の件 20
(ご参考) 役員報酬制度改定内容の概要 22
- 第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動賞与に係る報酬決定の件 26
- 第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件 27

<株主提案(第8号議案)>

- 第8号議案 取締役11名選任の件 32

本株主提案(第8号議案)に対する当社取締役会の意見 46

企業理念 (1989年1月制定)



当社グループの企業理念は、「人間は夫々かけがえのない貴重な存在である」という認識の下に、相手の幸せを願い、その喜びを我が喜びとする奉仕の心を以って何事も誠実に実践する事である」という「人間愛」を根本哲学としています。全従業員での討議を経て1989年1月に制定しました。

(証券コード1928)
2020年4月6日

株 主 各 位

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役会長 阿部俊則

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催致しますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2020年4月22日(水曜日)午後6時まで議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

本定時株主総会に上程される議案には、会社提案(第1号議案から第7号議案まで)及び**株主提案(第8号議案)**が含まれております。各議案の内容は株主総会参考書類に記載のとおりですが、**株主提案(第8号議案)**について、当社取締役会は「反対」の意見を表明しております。当社取締役会の意見の詳細については、46頁以降をご参照くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年4月23日(木曜日)午前10時より

2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番20号

ウェスティンホテル大阪 2階 ローズルーム

※ なお、ローズルームが満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第69期(2019年2月1日から2020年1月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第7号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する賞与支給の件
- 第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動賞与に係る報酬決定の件
- 第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

<株主提案(第8号議案)>

- 第8号議案 取締役11名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内



(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年4月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙による議決権行使の際に、各議案について賛否のご表示がない場合は、**会社提案（第1号議案から第7号議案まで）**については「賛」（賛成）、**株主提案（第8号議案）**については「否」（反対）のご表示があったものとしてお取扱いいたします。

株主提案（第8号議案）について、当社取締役会は「反対」の意見を表明しております。当社取締役会の意見にご賛同の場合は、**第8号議案**に「否」（反対）をご表示ください。



(2) インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従い、2020年4月22日（水曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。詳細につきましては、次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

(3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

(4) インターネット開示に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sekisuihouse.co.jp/company/financial/holders/shotsu/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

(5) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sekisuihouse.co.jp/company/financial/holders/shotsu/index.html>）に掲載させていただきます。

(6) 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、事前のご利用申込みをいただくことにより、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

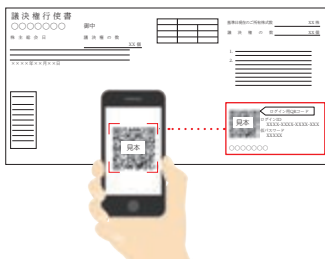
行使期限 2020年4月22日（水曜日）午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※議決権行使書はイメージです。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは
1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

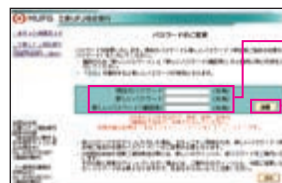
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第7号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、利益の状況及び配当政策を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき41円とさせていただきますたく存じます。（2019年9月30日に中間配当金として1株につき40円を支払済でありますので、当期の配当金は1株につき81円となります。）

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金41円 総額 28,029,465,213円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年4月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

当社は、2020年3月5日開催の取締役会決議に基づき、本定時株主総会終了後、自己株式600万株を消却することを予定しており、その原資の一部に充当するため、以下のとおり別途積立金の一部を繰越利益剰余金に振替いたしたく存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 10,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

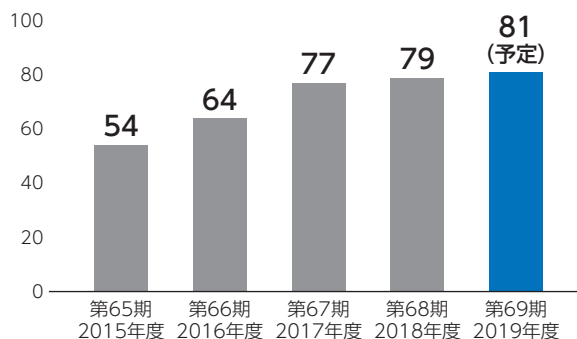
繰越利益剰余金 10,000,000,000円

ご参考 利益配分に関する基本方針及び次期の配当

当社は株主価値の最大化を経営における重要課題の一つと認識しており、持続的な事業成長による1株当たり利益の成長を図ることはもとより、各年度における利益又はキャッシュ・フローの状況や将来の事業展開等を総合的に勘案し、成長投資の推進と株主還元の充実を図ってまいります。中期的な平均配当性向を40%以上とするとともに、機動的な自己株式取得を実施することで株主価値向上に努めます。

次期の配当につきましては、中間配当は普通配当40円に加え当社創立60周年の記念配当5円、期末配当41円の通期86円を予定しています。

1株当たり配当金の推移 単位：円



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にし、株主の皆様の信任機会を増やすとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、第21条(取締役の任期)を変更するものであります。
- (2) コーポレートガバナンスの一層の強化に向けて、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図ることを目的に、相談役制度を廃止するため、第23条(役付取締役・相談役)を変更するものであります。
- (3) 建設業の許可に係る業種区分が見直され、「解体工事業」が新設されたことに伴い、第2条(目的)を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 1.～3. (条文省略) 4. 土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負及び施工 5.～25. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>(役付取締役・相談役) 第23条 (条文省略) <u>② 取締役会はその決議により相談役を置くことができる。</u></p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1.～3. (現行どおり) 4. 土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事及び解体工事の請負及び施工 5.～25. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>(役付取締役) 第23条 (現行どおり) (削除)</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役会の経営監督機能及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、社外取締役4名を含む取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	●男性 ●女性	現在の 当社における地位	取締役在任年数 (本総会終結時)	取締役会への 出席状況 (第69期)
1	再任	あべ としのり 阿部 俊則	●	代表取締役会長	14年	11/12回 (91%)
2	再任	いな がき しろう 稲垣 士郎	●	代表取締役副会長	16年	12/12回 (100%)
3	再任	なか い よしひろ 仲井 嘉浩	●	代表取締役社長	4年	12/12回 (100%)
4	再任	うち だ たかし 内田 隆	●	代表取締役副社長	14年	12/12回 (100%)
5	再任	わく い しろう 涌井 史郎	●	社外取締役	6年	12/12回 (100%)
6	再任	よしまる ゆきこ 吉丸由紀子	●	社外取締役	2年	12/12回 (100%)
7	新任	きたざわ としふみ 北沢 利文	●	—	—	—
8	新任	たなか さとし 田中 聡	●	—	—	—
9	再任	にし だ くんべい 西田 勲平	●	取締役 専務執行役員	6年	12/12回 (100%)
10	再任	ほりうち ようすけ 堀内 容介	●	取締役 専務執行役員	4年	12/12回 (100%)
11	再任	み うち としはる 三浦 敏治	●	取締役 専務執行役員	2年	12/12回 (100%)
12	新任	いし い とおる 石井 徹	●	専務執行役員	—	—

再任 … 再任取締役候補者

新任 … 新任取締役候補者

社外 … 社外取締役候補者

独立員 … (株東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者)

取締役が有する知識・経験・能力

企業経営 経営戦略	営業・CS	国際事業 海外知見	財務・会計	技術・品質 環境	人材開発 ダイバーシティ 社会性向上	ガバナンス リスク管理 コンプライアンス
●	●	●				
●			●			●
●	●		●			●
●	●		●		●	●
●		●		●		
●		●			●	
●	●	●				●
●	●	●		●		●
●	●					
●				●		●
●	●	●				

※ 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

候補者番号 ①

あ べ とし の り
阿部 俊則



(1951年10月27日生)

再任

所有する当社の株式の数

61,400株

取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
14年	11回/12回 (出席率91%)	なし

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1975年 4月 当社入社
 2004年 4月 当社執行役員就任
 2005年 5月 当社常務執行役員就任
 2006年 4月 当社取締役就任
 2007年 5月 当社専務執行役員就任
 2008年 4月 当社代表取締役社長兼COO
 就任
 2018年 2月 当社代表取締役会長就任、
 現在に至る。

取締役候補者とする理由

2008年より代表取締役社長を務め、業績拡大に貢献し、2018年より代表取締役会長を務めております。その豊富な実績と経験を活かし、当社グループのさらなる企業価値向上を図るため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 ②

い な が き し ろ う
稲垣 士郎



(1950年6月25日生)

再任

所有する当社の株式の数

36,100株

取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
16年	12回/12回 (出席率100%)	なし

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1973年 4月 当社入社
 2002年 4月 当社執行役員就任
 2004年 4月 当社常務執行役員就任
 2004年 4月 当社取締役就任
 2006年 4月 当社専務執行役員就任
 2011年 5月 当社取締役副社長就任、
 当社副社長執行役員就任
 2012年 4月 当社CFO就任
 2016年 4月 経営企画・経理財務・
 監査管掌、IT業務担当
 2018年 2月 当社代表取締役副会長就任、
 現在に至る。
 2018年 4月 IR部門管掌、現在に至る。

(重要な兼職の状況)

積水ハウスフィナンシャルサービス(株) 代表取締役社長

取締役候補者とする理由

長年に亘りIR部門をはじめとする幅広い本社部門を統括し、2018年より代表取締役副会長を務めております。その豊富な実績と経験を活かし、当社グループのさらなる企業価値向上を図るため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 ③

なか い よし ひろ
仲井 嘉浩



(1965年4月30日生)

再任

所有する当社の株式の数

20,580株

候補者番号 ④

うち だ たかし
内田 隆



(1951年4月19日生)

再任

所有する当社の株式の数

29,800株

取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
4年	12回/12回 (出席率100%)	なし

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1988年4月 当社入社
2014年4月 当社執行役員就任、
経営企画部長委嘱
2016年4月 当社常務執行役員就任、
経営企画・経理財務担当
2016年4月 当社取締役就任
2018年2月 当社代表取締役社長就任、
現在に至る。

取締役候補者とする理由

経営企画部門において卓越した手腕を発揮し、2016年に取締役に就任、2018年より代表取締役社長を務めております。強力なリーダーシップを活かし、当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
14年	12回/12回 (出席率100%)	なし

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1976年4月 当社入社
2004年4月 当社執行役員就任、
経理部長委嘱
2006年4月 当社常務執行役員就任、
経理財務部長委嘱
2006年4月 当社取締役就任
2009年2月 関連企業担当
2010年5月 埼玉営業本部長委嘱
2012年2月 人事部長委嘱
2012年5月 関連企業担当
2014年4月 当社専務執行役員就任
2018年2月 人事・関連企業担当
2018年4月 当社取締役副社長就任、
当社副社長執行役員就任
管理部門管掌、現在に至る。
2018年4月 当社代表取締役副社長就任、
現在に至る。

取締役候補者とする理由

経理財務部長、営業本部長に続き、管理部門を統括し、2018年より代表取締役副社長を務めております。その幅広い実績と経験を活かし、当社グループのさらなる企業価値向上を図るため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 ⑤

わく い しょう
涌井 史郎



(1945年11月22日生)

再任 社外 独立役員

所有する当社の株式の数

5,400株

社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
6年	12回/12回 (出席率100%)	なし

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1972年 1月 (株)石勝エクステリア設立 代表取締役社長就任	2014年 4月 当社取締役就任、 現在に至る。
2002年 6月 同社相談役就任、 現在に至る。	2019年 6月 東急不動産(株)取締役就任、 現在に至る。
2008年 6月 積水樹脂(株)取締役就任、 現在に至る。	
2010年 4月 東京都市大学教授 (現 特別教 授) 就任、現在に至る。	

(重要な兼職の状況)

東京都市大学 特別教授
積水樹脂(株) 社外取締役
東急不動産(株) 社外取締役

社外取締役候補者とする理由

環境関連事業等についての専門的見地と、大学教授や他の会社の役員としての幅広い知見を活かし、取締役会等において客観的な立場から有益なご意見をいただいていることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 涌井史郎氏は、社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会終結の時をもって、6年となります。
2. 当社は、涌井史郎氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、涌井史郎氏との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 ⑥

よし まる ゆ き こ
吉丸 由紀子



(1960年2月1日生)

再任 社外 独立役員

所有する当社の株式の数

5,000株

社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
2年	12回/12回 (出席率100%)	なし

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月 沖電気工業(株)入社	2008年4月 (株)ニフコ入社
1998年4月 Oki America Inc.取締役兼 沖電気工業(株)ニューヨーク事 務所長就任	2011年6月 同社執行役員就任 2018年4月 当社取締役就任、 現在に至る。
2004年10月 日産自動車(株)ダイバーシティ ディベロップメントオフィス 室長就任	2019年6月 三井化学(株)取締役就任、 現在に至る。

(重要な兼職の状況)
三井化学(株) 社外取締役

社外取締役候補者とする理由

海外勤務経験に基づく見識と、ダイバーシティ推進をはじめとする他の会社の役員としての実績と経験を活かし、取締役会等において客観的な立場から有益なご意見をいただいていることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 吉丸由紀子氏は、社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。
2. 当社は、吉丸由紀子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、吉丸由紀子氏との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 ⑦

きたざわ としふみ
北沢 利文



(1953年11月18日生)

新任 社外 独立役員

所有する当社の株式の数

0株

社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
—	—	なし

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月 東京海上火災保険(株)入社	2014年 6月 東京海上ホールディングス(株)副社長執行役員就任
2003年 7月 東京海上メディカルサービス(株)取締役就任	2016年 4月 東京海上日動火災保険(株)取締役社長就任
2008年 6月 東京海上日動あんしん生命保険(株)常務取締役就任	2016年 6月 東京海上ホールディングス(株)取締役就任
2009年 6月 同社専務取締役就任	2019年 4月 東京海上日動火災保険(株)取締役副会長就任、現在に至る。
2010年 6月 同社取締役社長就任	
2010年 6月 東京海上ホールディングス(株)取締役就任	
2014年 4月 東京海上日動火災保険(株)取締役副社長就任	

(重要な兼職の状況)

東京海上日動火災保険(株) 取締役副会長

社外取締役候補者とする理由

保険分野における実績に基づく高い見識と、他の会社の経営者としての豊富な実績と経験を活かし、当社グループの経営監督機能強化を図るため、新たに、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、北沢利文氏が取締役を務める東京海上日動火災保険(株)との間で、保険契約者及び損害保険代理店として取引関係にありますが、同社と当社との間の年間取引金額は、同社の持株会社である東京海上ホールディングス(株)の経常収益及び当社の連結売上高の1%未満であります。
2. 北沢利文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、北沢利文氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、新たに選任することについて同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、北沢利文氏の選任が承認された場合、同氏との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号 ⑧

た な か さ と し
田 中 聡



(1958年2月27日生)

新任 社外 独立役員

所有する当社の株式の数

0株

社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
—	—	なし

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 三井物産(株)入社	2015年4月 同社専務執行役員、アジア・大洋州本部長兼アジア・大洋州三井物産(株)社長就任
2004年4月 同社IR部長就任	
2007年4月 同社経営企画部長就任	
2010年7月 同社コンシューマーサービス事業副本部長就任	2017年4月 同社副社長執行役員、CAO、CIO、CPO就任
2011年4月 同社執行役員、コンシューマーサービス事業本部長就任	2017年6月 同社代表取締役副社長執行役員就任
2013年4月 同社常務執行役員、コンシューマーサービス事業本部長就任	2019年6月 同社顧問就任、現在に至る。 2020年3月 (株)クラレ取締役就任、現在に至る。

(重要な兼職の状況)
(株)クラレ 社外取締役
三井物産(株) 顧問

社外取締役候補者とする理由

エネルギー及びコンシューマーサービス分野における実績に基づく高い見識と、他の会社の経営者としての豊富な実績と経験を活かし、当社グループの経営監督機能強化を図るため、新たに、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、田中聡氏が過去に業務執行に携わっておりました三井物産(株)との間で、建築部材の調達等の取引関係にありますが、同社と当社との間の年間取引金額は、同社の収益及び当社の連結売上高の1%未満であります。
2. 田中聡氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、田中聡氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、新たに選任することについて同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、田中聡氏の選任が承認された場合、同氏との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号 ⑨

にし だ くん べい
西田 勲平



(1954年2月11日生)

再任

所有する当社の株式の数

12,900株

取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
6年	12回/12回 (出席率100%)	なし

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1976年4月 当社入社	2018年4月 当社専務執行役員就任、 現在に至る。
2012年4月 当社執行役員就任、関西シャ ーメゾン事業本部長委嘱	西日本建築事業本部長委嘱
2012年8月 西日本シャーメゾン事業本部 長委嘱	2019年2月 西日本建築事業担当、 仲介賃貸事業本部長委嘱
2014年4月 当社常務執行役員就任、シャ ーメゾン事業 (西日本) 担当	2020年2月 仲介賃貸事業本部長委嘱、 現在に至る。
2014年4月 当社取締役就任、 現在に至る。	

取締役候補者とする理由

西日本エリアにおいて、賃貸住宅「シャーメゾン」を中心とした事業を統括、2014年には取締役に就任し、2019年より仲介賃貸事業本部長として積水ハウス不動産各社の事業を統括しております。その経験と手腕を活かし、当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
4年	12回/12回 (出席率100%)	なし

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1980年4月 当社入社	2018年4月 当社専務執行役員就任、現在 に至る。
2012年4月 当社執行役員就任、東京シャ ーメゾン事業本部長委嘱	業務推進部門担当、東日本建 築事業本部長委嘱
2014年4月 当社常務執行役員就任、シャ ーメゾン事業 (東日本) 担当	2018年8月 業務推進部門・東日本建築事 業担当
2016年4月 当社取締役就任、 現在に至る。	2020年2月 IR部門・業務推進部門担当、 現在に至る。
2017年12月 東京シャーメゾン事業本部長 兼マンション事業本部長委嘱	

取締役候補者とする理由

東日本エリアにおいて、賃貸住宅「シャーメゾン」を中心とした事業を統括、2016年には取締役に就任し、2018年より業務推進部門、2020年よりIR部門を統括しております。その経験と手腕を活かし、当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 ⑩

ほり うち よう すけ
堀内 容介



(1956年9月25日生)

再任

所有する当社の株式の数

14,200株

候補者番号 11

みうら としはる
三浦 敏治



(1955年10月16日生)

再任

所有する当社の株式の数

11,304株

取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
2年	12回/12回 (出席率100%)	なし

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1979年 4月 当社入社
2014年 4月 当社執行役員就任、開発部長
委嘱
2016年 4月 当社常務執行役員就任
2016年 4月 技術本部長兼開発部長委嘱
2018年 2月 技術本部長委嘱
2018年 4月 技術部門担当
2018年 4月 当社取締役就任、
現在に至る。
2020年 2月 技術部門・生産調達部門担
当、現在に至る。
2020年 4月 当社専務執行役員就任、
現在に至る。

取締役候補者とする理由

2016年より技術部門を統括するとともに、2018年には取締役に就任し、2020年より生産調達部門を統括しております。その実績と経験を活かし、当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
-	-	なし

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1990年 4月 当社入社
2012年 5月 当社開発事業部長就任
2014年 4月 当社執行役員就任、開発事業
部長委嘱
2016年 4月 当社常務執行役員就任
2019年 2月 開発事業担当、国際事業部長
委嘱
2020年 2月 開発事業・マンション事業担
当、国際事業部長委嘱
2020年 4月 当社専務執行役員就任、開発
事業・マンション事業・国際
事業担当、現在に至る。

(重要な兼職の状況)

SEKISUI HOUSE AUSTRALIA HOLDINGS PTY LIMITED 代表取締役社長
SEKISUI HOUSE US HOLDINGS, LLC Chairman
NORTH AMERICA SEKISUI HOUSE, LLC Chairman
WOODSIDE HOMES COMPANY, LLC Director

取締役候補者とする理由

2012年より開発事業を統括するとともに、2019年より国際事業を牽引してきた実績と経験を活かし、国内外の開発事業を中心に当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、新たに、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 12

いし い とおる
石井 徹



(1966年11月3日生)

新任

所有する当社の株式の数

7,966株

(ご参考) 取締役会の構成、取締役候補者の選定方針と手続について

1. 取締役会の構成

ア 実質的な議論を行うために適正と考えられる人数とします。

イ 当社の業務に精通し知見を有する者、財務会計及び法令遵守等に知見・専門性を有する者等を、ジェンダーを含む多様性と適正人数を両立する形で構成するものとします。

ウ 独立社外取締役を3名以上置くものとします。

2. 取締役候補者の選定方針と手続

取締役候補者には、高いインテグリティ（誠実で高い倫理観、真摯さ）と経営能力を兼ね備え、当社グループの企業理念を実践するにふさわしく、当社グループの事業について関心及び深い洞察力等の資質を有する者を選定します。

取締役候補者の選定方針については、取締役会の諮問機関であり、委員の半数以上を独立社外取締役又は独立社外監査役とする人事・報酬諮問委員会で審議の上、その意見を尊重し、取締役会で決定します。

また、具体的な候補者の選定案については、人事・報酬諮問委員会で審議の上、その意見を尊重し、取締役会で決定します。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 篠原祥哲氏は任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

わだ よりとも
和田 頼知



(1955年10月23日生)

新任 社外 独立役員

所有する当社の株式の数
0株

監査役在任年数 (本定時株主総会終結時)	取締役会及び監査役会への出席状況 (2019年度)	当社との特別の 利害関係
-	-	なし

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1978年 4月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1996年 6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー就任
2019年 6月 ㈱日本触媒 監査役就任、現在に至る。

（重要な兼職の状況）
和田公認会計士事務所 公認会計士
㈱日本触媒 社外監査役

社外監査役候補者とする理由

公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見及び他の会社の社外監査役としての知識・経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、新たに、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 和田頼知氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、和田頼知氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、新たに選任することについて同取引所へ届け出る予定であります。
3. 当社は、和田頼知氏の選任が承認された場合、同氏との間で、社外監査役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考) 監査役会の構成

第4号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終了時点において、監査役は社外監査役4名を含む6名となり、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名		●男性 ●女性	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
現任	いわた はるゆき 岩田 晴幸	●	常任監査役	12/12回 (100%)	15/15回 (100%)
現任	やまだ ひさお 山田 寿夫	●	常任監査役	12/12回 (100%)	15/15回 (100%)
現任	こばやし たかし 小林 敬	●	社外監査役	12/12回 (100%)	15/15回 (100%)
現任	まきむら ひさこ 榎村 久子	●	社外監査役	12/12回 (100%)	15/15回 (100%)
現任	つるた りゅういち 鶴田 龍一	●	社外監査役	12/12回 (100%)	14/15回 (93%)
新任	わだ よりとこ 和田 頼知	●	—	—	—

- (注) 1. 現任の各監査役及び和田頼知氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林敬氏、榎村久子氏及び鶴田龍一氏は社外監査役であり、和田頼知氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、小林敬氏が所属する大堅・小林法律事務所の大堅敢弁護士との間で法律顧問契約を締結していましたが、2018年12月末日に契約を解除しております。なお、契約締結時の法律顧問料は年間200万円以下であり、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしております。
4. 当社は、鶴田龍一氏が所属していましたが、保有していたパナソニック(株)の株式を政策保有株式として保有していましたが、保有する全株式を2020年1月末日までに売却致しました。
5. 当社は、小林敬氏、榎村久子氏及び鶴田龍一氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。また、和田頼知氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、新たに選任することについて同取引所へ届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する賞与支給の件

当期末時点の取締役のうち社外取締役3名を除く8名に対し、当期の業績等を勘案して、総額500百万円の役員賞与を支給したいと存じます。

なお、支給対象者及び支給総額は、委員の半数以上を独立社外取締役または独立社外監査役で構成する人事・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しております。

各取締役に対する支給金額については取締役会にご一任したいと存じます。

(ご参考) 役員報酬制度改定内容の概要

当社は、ガバナンス改革の重要テーマとして「役員報酬の抜本的な見直し」を掲げ、人事・報酬諮問委員会等における継続的な審議を行ってまいりました。その結果、2020年3月5日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）を対象に、以下の基本方針に沿った報酬制度改定（以下「本改定」という。）を実施することを決議いたしました。

本定時株主総会第6号議案及び第7号議案が原案どおり承認可決された場合の役員報酬制度の概要は、以下のとおりです。

1. 報酬の基本方針

- 〔1〕 「人間愛」を根本哲学とする企業理念に従い、株主・投資家、顧客、従業員をはじめとするすべてのステークホルダーに対して公正であるべく、高度な報酬ガバナンスを通じて客観性・透明性を確保し、説明責任を十分に果たすものとします。
- 〔2〕 E S G経営のリーディングカンパニーを目指すべく、社会的意義を重視し、かつイノベーター的な成長戦略の着実な遂行についてのコミットメントを明確にし、長期的かつ持続的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬制度とします。
- 〔3〕 経営陣幹部の育成・評価との連携を重視し、次世代の経営人材の成長意欲を喚起し、当社グループ全体の組織活力の長期的な向上をもたらすものとします。

2. 報酬ガバナンス

取締役及び執行役員の報酬制度、報酬の支給総額及び個人別支給額に加え、業績連動報酬の業績評価指標の目標及び達成状況の評価についても、客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関である人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その意見を尊重し、取締役会で決議するものとします。

3. 本改定の概要

(1) 報酬構成比率の見直し及び適切な報酬水準の設定

対象取締役の総報酬に占める賞与（短期業績連動）の比率を縮小し、株式報酬（中長期業績連動）の比率を拡大することで、単年度の業績目標の達成のみならず、長期的かつ持続的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能するものとし、

報酬構成比率は、役員毎の役割・責任に応じ、適切に設定するものとし、代表取締役については基準業績達成時の報酬構成比率（基本報酬：賞与：株式報酬）を、概ね1：1：1とします。

また、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データを参考に、当社グループの業績規模を踏まえ、適切な報酬水準を設定します。

(2) 業績連動賞与の導入

取締役に対する賞与については、これまで各期の業績等を勘案して支給額を算定し、毎年のだし株主総会の決議を経て支給することとしてきましたが、2021年1月期以降については、業績連動賞与を導入し、各事業年度の連結経常利益に当社取締役会において予め定める対象取締役の役位に応じた賞与係数を乗じ、支給額を算定するものとし、

業績連動賞与の主な内容は以下のとおりです。業績連動賞与に関するその他の事項につきましては、当社の取締役会にて定めるものとし、

①報酬枠（支給総額の上限）

各事業年度の連結経常利益の0.18%以内を報酬枠とします。

②支給の条件

各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が1,000億円以上の場合に支給します。

③各対象取締役への支給額の算定方法

各対象取締役への支給額は、人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その意見を尊重し、当社取締役会において予め定める対象取締役の役位に応じた賞与係数を各事業年度の連結経常利益に乗じた金額（百万円未満の端数が生ずる場合は、十万の位で四捨五入する）とします。なお、各対象取締役への支給額の合計が①の報酬枠を超える場合、当社取締役会において合理的に調整するものとし、

(3) 業績連動型株式報酬制度の導入及び譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠改定

予め定めた業績評価指標の達成度に応じて交付株式数を変動させる事後交付型の業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度を新たに導入し、2019年4月25日開催の第68回定時株主総会において導入した譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）制度との2階建ての株式報酬制度とし、これに伴い譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を改定することで、株主の皆様とのより一層の価値共有を図ります。

(4) 業績連動報酬の業績評価指標 (KPI) 及び算定方法の明確化

客観性・透明性を確保し、説明責任を十分に果たす報酬制度とするため、業績連動賞与及び業績連動型株式報酬の業績評価指標及び算定方法を明確にします。

なお、業績連動賞与及び業績連動型株式報酬の一部（財務指標連動部分）については、法人税法上の業績連動給与とすることを企図しており、業績評価指標及び算定方法は有価証券報告書において開示します。

(5) 株式保有ガイドラインの導入

株主の皆様との持続的な価値共有を図るため、対象取締役を対象とした株式保有ガイドラインを定め、原則として、取締役としての在任中、時価ベースで役位に応じた基準金額に相当する当社株式の継続保有を義務付けることを予定しています。なお、基準金額は、代表取締役については年間基本報酬の2倍、その他の対象取締役については年間基本報酬と同額とします。

(6) 株式報酬返還（いわゆるマルス・クローバック）条項の設定

本改定にあたっては、過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保することを目的に、一定の事由が生じた場合に権利確定前の株式報酬の全額又は一部を返還させる条項（いわゆるマルス・クローバック条項）を定めることを予定しています。

《ご参考》

第6号議案及び第7号議案が承認可決された場合、当社の執行役員（取締役を兼務している執行役員を除く。）についても、本改定と同様の報酬制度改定を行う予定です。

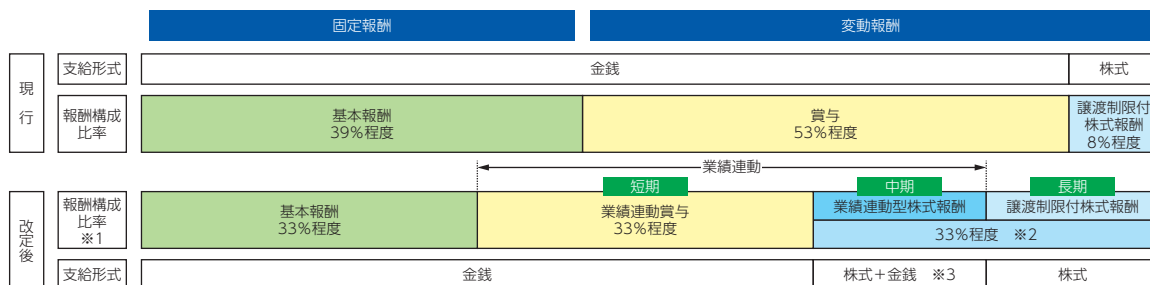
【対象取締役の報酬構成・業績評価指標（KPI）・算定方法の概要】

報酬等の種類		業績評価指標	算定方法の概要
固定	基本報酬	—	役位に応じて決定した額を毎月支給する。(月額4,300万円以内(社外取締役を含む。従前どおり。))
変動	業績連動賞与 (短期) <第6号議案>	連結経常利益	各事業年度の連結経常利益に対象取締役の役位に応じた賞与係数を乗じ、支給額を算定する。支給総額の上限を各事業年度の連結経常利益の0.18%とする。 なお、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が1,000億円未満の場合は、支給しないものとする。
	業績連動型 株式報酬 (中期) <第7号議案>	ROE及び ESG経営指標 (※1)	対象取締役の役位に応じて、各対象取締役の基準株式ユニットを決定し、連続する3事業年度からなる評価期間終了後、予め定めた業績評価指標の達成状況に応じ支給割合を決定する。当該支給割合に基づき、交付株式数及び納税目的金銭の額を決定する。 なお、対象取締役に係る確定基準株式ユニット数(※2)の合計は年270,000株以内とし、対象取締役に交付する当社株式の数の合計は年135,000株以内、対象取締役に對する金銭報酬債権及び納税目的金銭の総額の上限は確定基準株式ユニット数の合計の上限に交付時株価を乗じた金額とする。
	譲渡制限付 株式報酬 (長期) <第7号議案>	—	役位に応じた基準額に相当する、一定期間の譲渡制限期間(3年間から30年間)が付された当社普通株式を支給する。 なお、報酬枠は年1億8,000万円以内とし、支給する当社普通株式の数は年180,000株以内とする。

※1 業績連動型株式報酬の業績評価指標については、人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その意見を尊重し、取締役会で決議します。初回の評価期間においては、ROE及びESG経営指標を業績評価指標とすることを予定しています。

※2 確定基準株式ユニット数＝基準株式ユニット数×支給割合

【報酬構成比率（イメージ）】



※1 報酬構成比率は、役位ならびに会社業績及び業績評価指標の達成状況に応じて変動します。基準業績時における代表取締役の報酬構成比率を記載しています。

※2 業績連動型株式報酬と譲渡制限付株式報酬の構成割合は、概ね1：1です（基準業績時）。

※3 業績連動型株式報酬のうち50%については、納税資金に充当することを目的として金銭で支給します。

第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動賞与に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1994年4月27日開催の第43回定時株主総会において、月額4,300万円以内、また、2019年4月25日開催の第68回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を年額9,000万円以内(発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年90,000株以内)とご承認いただいております。また、取締役に対する賞与については、各期の業績等を勘案して支給額を算定し、毎年の定時株主総会の決議を経て支給することとしてきました。

今般、当社は、人事・報酬諮問委員会等における継続的な審議を経て、客観性と透明性を確保した上で、長期的かつ持続的成長を図るインセンティブ制度を構築するため、役員報酬制度の改定を行うことと致しました。

つきましては、以下のとおり、現行の取締役の報酬額及び第7号議案「取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件」として付議致します株式報酬制度に係る報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する業績連動賞与を導入することと致したいと存じます。

当社取締役は当社グループの経営計画において重要な経営指標の一つである連結経常利益を持続的に成長させる役割を担うこと、また、報酬枠の算定方法を明確にすることにより報酬制度の客観性と透明性が一層向上することから、業績連動賞与の導入は相当と考えております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、以下の「業績連動賞与 支給額算定要領」に従って、取締役会において決定することと致します。なお、当社は、公正かつ客観的に、業績等の評価を反映した取締役・執行役員の報酬の基本方針や報酬支給額等の決定を行うため、委員の半数以上を独立社外取締役または独立社外監査役で構成する人事・報酬諮問委員会を設置しており、対象取締役に対する業績連動賞与の導入については、同委員会から妥当である旨の意見を得ております。

第3号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終了時点において、取締役は12名となり、業績連動賞与の対象となる対象取締役は社外取締役4名を除く8名となります。

【業績連動賞与 支給額算定要領】

(1) 報酬枠(支給総額の上限)

各事業年度の連結経常利益の0.18%以内を報酬枠とする。

(2) 支給の条件

各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が1,000億円以上の場合に支給する。

(3) 各対象取締役への支給額の算定方法

各対象取締役への支給額は、人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その意見を尊重し、当社取締役会において予め定める対象取締役の役位に応じた賞与係数を各事業年度の連結経常利益に乗じた金額(百万円未満の端数が生ずる場合は、十万の位で四捨五入する)とする。なお、各対象取締役への支給額の合計が(1)の報酬枠を超える場合、当社取締役会において合理的に調整するものとする。

第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1994年4月27日開催の第43回定時株主総会において、月額4,300万円以内、また、2019年4月25日開催の第68回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を年額9,000万円以内(発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年90,000株以内)とすることをご承認いただいております。

今般、当社は、人事・報酬諮問委員会等における継続的な審議を経て、客観性と透明性を確保した上で、長期的かつ持続的成長を図るインセンティブ制度を構築するため、役員報酬制度の改定を行うことと致しました。

つきましては、現行の株式報酬制度を見直し、対象取締役に對して、連続する3事業年度からなる評価期間中の業績評価指標の達成度に応じて交付株式数を変動させる事後交付型の「業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)」制度を新たに導入し、2019年に導入した「譲渡制限付株式報酬(リストラクテッド・ストック)」制度との2階建ての株式報酬制度(以下「本株式報酬制度」という。)とし、これに伴い譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を改定致したいと存じます。

具体的には、現行の取締役の報酬額及び第6号議案「取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動賞与に係る報酬決定の件」として付議致します業績連動賞与に係る報酬枠とは別枠で下記1. のとおり業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠を設定するとともに、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を下記2. のとおり改定致したいと存じます。

本株式報酬制度の改定により、単年度の業績目標の達成のみならず、当社の長期的かつ持続的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能することが期待できることから、本株式報酬制度の内容は相当と考えております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その意見を尊重し、当社取締役会において決定するものといたします。

第3号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終了時点において、取締役は12名となり、本株式報酬制度の対象となる対象取締役は社外取締役4名を除く8名となります。

1. 「業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)」制度の導入

対象取締役に對して、連続する3事業年度からなる評価期間(以下「評価期間」という。)中の業績評価指標を予め設定し、当該業績評価指標の達成度に応じた数の当社の普通株式(以下「当社株式」という。)交付のための金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭(以下「納税目的金銭」という。)を報酬等として支給する事後交付型の株式報酬制度です。

したがって、対象取締役への当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭の支給は、原則として評価期間終了後に行います。なお、業績連動型株式報酬制度は上記業績評価指標の達成度に応じて当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭を支給するものであることから、業績連動型株式報酬制度の導入時点では、各対象取締役に對して、これらを支給するか否か、交付する当社株式の数(以下「交付株式数」という。)ならびに当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭の額はいずれも確定しておりません。

本制度の対象となる事業年度（以下「対象事業年度」という。）の初回は2020年度であり、評価期間は、2021年1月で終了する事業年度から2023年1月で終了する事業年度までの3事業年度です。その後も、本議案で承認を受けた範囲内で、それぞれ当該事業年度を対象事業年度とし、そこから連続する3事業年度を新たな評価期間とする業績連動型株式報酬制度の実施を予定しています。

業績連動型株式報酬制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。業績連動型株式報酬制度に関するその他の事項につきましては、人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その意見を尊重し、当社の取締役会にて定めるものと致します。

- ①当社は、業績連動型株式報酬制度において使用する業績評価指標（初回の評価期間においては、ROE及びESG経営指標を予定する。）の目標及び達成状況の評価、ならびに、各対象取締役に交付する当社株式の数及び金銭報酬債権等の算定にあたって必要となる指標等を人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その意見を尊重し、当社取締役会にて決定します。
- ②当社は、対象取締役の役位に応じて、当社取締役会にて当該対象取締役に係る基準株式ユニット数を決定し、評価期間終了後、当該評価期間における各業績評価指標の達成状況に応じ支給割合を決定します。当社は、当該支給割合に基づき、各対象取締役に割当てる交付株式数及び納税目的金銭の額を決定します。
- ③当社は、上記②で決定された各対象取締役に割当てる交付株式数に応じて、各対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度に関する報酬等として、金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該数の当社株式の交付を受けます。なお、当社株式の払込金額は、その株式発行または自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(1) 交付株式数、金銭報酬債権及び納税目的金銭の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定し（ただし、100株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。）、以下の②及び③の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭報酬債権及び納税目的金銭の額を算定します。また、評価期間中の退任等の場合には当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役またはその相続人等に交付する当社株式の数または金銭の額を合理的に調整する場合があります。

なお、対象取締役に対して交付する基準株式ユニット数に、評価期間終了後に決定した支給割合を乗じた数（以下「確定基準株式ユニット数」という。）の合計は年270,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他当社株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。以下同じ。）とし、対象取締役に交付する当社株式の数の合計は年135,000株以内、対象取締役に支給する1年当たりの金銭報酬債権及び納税目的金銭の総額の上限は以下の④の計算式のとおりとします。

- ①各対象取締役に交付する当社株式の数
基準株式ユニット数(※1)×支給割合(※2)×50%
- ②各対象取締役を支給する金銭報酬債権の額
上記①で算定した当社株式の数×交付時株価(※3)
- ③各対象取締役を支給する納税目的金銭の額
(基準株式ユニット数(※1)×支給割合(※2)－上記①で算定した当社株式の数)
×交付時株価(※3)
- ④対象取締役を支給する1年当たりの金銭報酬債権及び納税目的金銭の総額の上限
確定基準株式ユニット数の合計の上限(年270,000株以内)×交付時株価(※3)

※1 各対象取締役の役位に応じて、人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その意見を尊重し、当社取締役会にて毎年決定します。

※2 評価期間の各業績評価指標の目標及び達成状況の評価等について、人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その意見を尊重し、当社取締役会にて、0%～150%の範囲で決定します。

※3 評価期間終了後における、業績連動型株式報酬制度に基づく当社株式の交付に関する株式発行または自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

(2) 交付要件

評価期間が終了し、以下の当社株式の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権及び納税目的金銭を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に当社普通株式を交付するものとします。当社が当社株式を交付する際は、当社による株式発行または自己株式の処分により行われ、当社株式を支給する対象取締役及び当該株式発行または自己株式の処分に係る募集事項は、各評価期間経過後の当社取締役会において決定します。

- ①対象事業年度中に当社取締役その他当社取締役会が定める役職にあったこと
- ②一定の非違行為がなかったこと
- ③当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件

(3) 組織再編等における取扱い

評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社株式について、業績連動型株式報酬に係る上記金銭報酬債権及び納税目的金銭の額の算定方法に基づき算定する額の金銭を支給することができるものとします。

2. 「譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）」制度に係る報酬枠改定

2019年4月25日開催の第68回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を割当てるための金銭報酬債権を支給し、その報酬額を年額9,000万円以内とすること、対象取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年90,000株以内とご承認いただいております。

今般、株式報酬（中長期業績連動）の比率を拡大することで、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るため、譲渡制限付株式を割当てるための金銭報酬債権に係る報酬枠を年額1億8,000万円以内に改定致したいと存じます。また、対象取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年180,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その他の内容につきましては、2019年4月25日開催の第68回定時株主総会にてご承認いただいた内容から変更はありませんが、以下のとおりとなります。

(1) 譲渡制限の期間及び内容

対象取締役は、本割当契約（当社の普通株式の発行または自己株式の処分に当たって当社と対象取締役との間で締結される、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約をいう。以下同じ。）により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならないものとします（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員（将来当社が指名委員会等設置会社に移行した場合における執行役を含む）のいずれの地位をも喪失した場合には、任期満了、死亡その他正当な理由があると取締役会が判断する場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役及び執行役員（将来当社が指名委員会等設置会社に移行した場合における執行役を含む）のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員（将来当社が指名委員会等設置会社に移行した場合における執行役を含む）のいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

《ご参考》

本株式報酬制度により対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の上限数の合計は年315,000株となり、当社発行済株式の総数690,683,466株（2020年1月31日現在）の約0.046%に相当します。

<株主提案（第8号議案）>

第8号議案は、勝呂文康氏及び和田勇氏（以下「提案株主」という。）からの提案によるものです。なお、提案株主の有する議決権の数は2,162個であります。

以下、提案株主から提出された株主提案権行使に関する書面の議案の内容及び提案の理由等を原文どおりに掲載し、続けて、本株主提案に対する当社取締役会の意見を記載しております。

第8号議案 取締役11名選任の件

1. 提案する議題

取締役11名選任の件

2. 提案の内容

後記の取締役候補者11名を一括して、当社取締役に選任することをお願いするものです。

本議案は、会社提案の取締役選任議案とは別議案として、この11名を一括して取締役に選任することをご提案するものです。ただし、この11名のうち一部の者のみが選任された場合に、その選任の効力を否定する趣旨ではありません。

3. 提案の理由

当社代表取締役である阿部俊則会長、稲垣士郎副会長、仲井嘉浩社長および内田隆副社長の4名を中心とする現経営陣は、以下の理由で不適任であるから、新たな経営体制を築くため、本議案を提案する。

(1) 不正取引

当社に実質55億円もの損害を発生させた、2017年のいわゆる「地面師事件」は、真の所有者からの再三の警告等のリスク情報を無視し、売買決済日を2か月も前倒しした上、当社従業員が決済当日に警察に任意同行されながらも決済を強行するなど、経営者として信じ難い判断を重ねた結果である。

この取引は、所有者との間に中間会社を入れるだけでなく、「ペーパーカンパニー」に現金に等しい「預金小切手」で代金を支払うなど、闇社会に金銭が流れる危険性を自ら高めており、現経営陣は上場会社の経営者としての資質を全く有していない。この取引は単なる詐欺被害事件ではなく「不正取引」である。

(2) 重要情報の隠蔽

この取引について取締役会の承認に基づき設置された社外役員で構成された調査対策委員会の2018年1月24日付調査報告書によれば、阿部氏に「経営上、重い責任がある」とされ、稲垣氏、仲井氏および内田氏にも責任があるとされている。ところが、現経営陣は責任追及を恐れ、株主代表訴訟で調査報告書の開示に徹底的に抵抗し、「不正取引」の事実解明

を拒否し続けている。

現経営陣は、調査報告書につき、同年3月6日付プレスリリースで自らに不都合な重大なマイナス情報を全て隠蔽した上で、一部内容を開示したのみであり、株主の議決権行使に重大な影響を与える情報を開示していない。

(3) ガバナンス不全

調査報告書を踏まえ、当社の「人事・報酬諮問委員会」は、「不正取引」の責任に関し、阿部氏を代表取締役および社長から解職すべきと判断したが、これが無視され、現経営陣による会社支配が続いている。現経営陣の徹底した情報隠蔽は、社内に「ものが言えぬ状況」をもたらし、会社としての正常な機能が失われ、当社の運営にも重大な障害が生じつつある。

持続的な企業価値向上のための提案

現経営陣の刷新と事実解明を図るため、独立性の高い多様な社外取締役7名と当社において実績を有する取締役4名の選任を提案する。提案株主は、新たに第三者委員会による「不正取引」の徹底解明を行うとともに、「不正を許さない強固なガバナンス」、「自由闊達な風通しの良い企業風土」、「盤石の経営基盤」を築き、持続的に企業価値の向上を図るべく本提案を行う。

調査報告書の全文およびその他の重要な情報は、<https://ja.savesekisuihouse.com/>で参照できる。

記

【取締役候補者】

候補者 番号	氏名		備考
1	クリストファー・ダグラス・ブレイディ (Christopher Douglas Brady)	新任 社外 独立	チャート・グループ および チャート・ ナショナル社 会長兼CEO
2	パメラ・フェネル・ジェイコブズ (Pamela Fennell Jacobs)	新任 社外 独立	スパウティング・ロック・アセット・マ ネジメント社 チーフ・サステナビリテ ィ・オフィサー
3	岡田 康 司 (おかだ やすし)	新任 社外 独立	一般社団法人 地域経済総合研究所 理事 長、東京成徳大学 名誉教授
4	佐伯 照 道 (さえき てるみち)	新任 社外 独立	北浜法律事務所・外国法共同事業 パート ナー、弁護士
5	岩崎 二 郎 (いわさき じろう)	新任 社外 独立	ルネサスエレクトロニクス株式会社 社外取締役
6	齊藤 誠 (さいとう まこと)	新任 社外 独立	弁護士法人齊藤法律事務所 代表者社 員、弁護士
7	加藤 ひとみ (かとう ひとみ)	新任 社外 独立	ファリア合同会社 代表社員
8	勝呂 文 康 (すぐろ ふみやす)	再任	当社取締役 専務執行役員 国際事業担当
9	藤原 元 彦 (ふじわら もとひこ)	新任	タカマツハウス株式会社 代表取締役社長
10	山田 浩 司 (やまだ こうじ)	新任	NORTH AMERICA SEKISUI HOUSE, LLC CEO (2019年まで)
11	和田 勇 (わだ いさみ)	新任	当社代表取締役会長兼CEO (2018年まで)

候補者番号

1 クリストファー・ダグラス・ブレイディ

(Christopher Douglas Brady)

新任 社外 独立

1954年10月12日生 【所有する当社株式の数】 0株 【特別の利害関係】 なし



略歴

- 1977年 ミリセント・フェンウィック連邦議会議員の選挙責任者・補佐官
- 1979年 ジョージ・H・W・ブッシュ大統領のニュージャージー州選挙責任者
- 1981年 リーマン・ブラザーズ社 コーポレート・ファイナンス部門 ヴァイス・プレジデント
- 1987年 ディロン・リード社 資本市場部門 ヴァイス・プレジデント
- 1995年 チャート・グループおよびチャート・ナショナル社 会長兼CEO (現任)

【重要な兼職の状況】

チャート・グループおよびチャート・ナショナル社 会長兼CEO

【社外取締役候補者とした理由】

クリストファー・ダグラス・ブレイディ氏は、その経歴を通じて、国防、安全保障、リスクマネジメントおよびマネーロンダリング防止について高い経験と知見を有しています。2019年には、日本経済団体連合会（経団連）において国内機関投資家との間で、コーポレート・ガバナンスに関する意見交換も行っております。こうした多様かつ豊富な経験と知見を当社経営の監督に活かし、かつ経営の透明性の確保と不正を見逃さない強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築するために、客観的な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者としました。

なお、同氏は米国に拠点を置いておりますが、当社取締役に選任された場合、基本的にすべての取締役会への出席が可能であること、当社取締役としての職務を全うする所存であることを、確認済みです。

【独立性に関する事項】

同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

候補者番号

2 パメラ・フェネル・ジェイコブズ (Pamela Fennell Jacobs)

新任 社外 独立

1960年11月4日生 【所有する当社株式の数】

0株 【特別の利害関係】 なし



略歴

1996年 SEIインベストメンツ社 投資顧問グループ リージョナル・セールス・マネージャー
2001年 PFJコンサルティング社 創業
2016年 エンベストネット社 コンサルタント
2019年 スパウティング・ロック・アセット・マネジメント社 チーフ・サステナビリティ・オフィサー (現任)

【重要な兼職の状況】

スパウティング・ロック・アセット・マネジメント社 チーフ・サステナビリティ・オフィサー

【社外取締役候補者とした理由】

パメラ・フェネル・ジェイコブズ氏は、ESG（環境・社会・ガバナンス）の専門家として、上場企業に対してESG目標を重視させる活動に従事し、コンサルティングおよび講演活動などを行っています。当社が真のESGリーディングカンパニーとなるために、同氏のこうした多様かつ豊富な経験と知見を活かし、客観的な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者となりました。

なお、同氏は米国に拠点を置いておりますが、当社取締役役に選任された場合、基本的にすべての取締役会への出席が可能であること、当社取締役としての職務を全うする所存であることを、確認済みです。

【独立性に関する事項】

同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

候補者番号

3 岡田 康司 (おかだ やすし)

新任 社外 独立



1942年6月24日生 【所有する当社株式の数】 0株 【特別の利害関係】 なし

略 歴

1967年 日本長期信用銀行 入行
 同行 調査部副長 事業開発部長 (1994年退行)
 その間、通商産業省、大蔵省に出向

1994年 社団法人 (自治省認可。2015年から一般社団法人) 地域経済総合研究所 理事長 (現任)、流通科学大学 商学部教授

2001年 流通科学大学 サービス産業学部長

2006年 大阪産業大学 経営・流通学研究科 (博士課程) 教授

2009年 東京成徳大学 経営学部長

2017年 東京成徳大学 地域創生研究所長

2019年 東京成徳大学 名誉教授 (現任)

【重要な兼職の状況】

一般社団法人 地域経済総合研究所 理事長

【社外取締役候補者とした理由】

岡田康司氏は、長年に渡り金融機関の業務に従事した後、複数の教育機関で我が国の産業構造・企業経営の研究および教育活動に従事する傍ら、旧自治省認可の研究所理事長として知見を広め、経済・経営に関する書籍を多数著してきました。同氏は、学識経験者としての高い見識と幅広い経験から、経営の透明性確保と経営への監督機能を高めるための助言・提言等をいただけるものと判断し、候補者となりました。

同氏は、社外取締役または社外監査役以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、同氏は当社取締役に選任された場合、基本的にすべての取締役会への出席が可能であること、当社取締役としての職務を全うする所存であることを、確認済みです。

【独立性に関する事項】

同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

候補者番号

4 佐伯 照道 (さえきてるみち)

新任 社外 独立



1942年12月28日生 【所有する当社株式の数】 4,000株 【特別の利害関係】 なし

略 歴

1968年 弁護士登録（大阪弁護士会）
田村・松田法律事務所 入所
1973年 八代・佐伯・西垣法律事務所（現 北浜法律事務所・外国
法共同事業）設立
2002年 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長
2006年 グローリー株式会社 取締役
2009年 フジテック株式会社 社外監査役
2010年 岩井証券株式会社（現 岩井コスモホールディングス株式
会社）社外取締役（現任）
2012年 ワタベウェディング株式会社 社外監査役（現任）
2014年 フジテック株式会社 社外取締役（現任）
2016年 東洋ゴム工業株式会社（現 TOYO TIRE株式会社）社外
監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー
フジテック株式会社 社外取締役
岩井コスモホールディングス株式会社 社
外取締役
ワタベウェディング株式会社 社外監査役
TOYO TIRE株式会社 社外監査役（2020
年3月に退任予定）

【社外取締役候補者とした理由】

佐伯照道氏は、弁護士としての専門知識と豊富な経験を有し、法的紛争の予防・解決のみならず、管財人として多数の会社経営を経験されております。また、同氏は、コーポレート・ガバナンスへの造詣が深く、多様な企業の社外取締役および社外監査役としての経験が豊富で、各企業の経営を適切に監督してこられた実績を有しております。これらのことから、法律面・経営面からの有益な監督および助言等をいただけるものと判断し、候補者となりました。

なお、同氏は当社取締役に選任された場合、基本的にすべての取締役会への出席が可能であること、当社取締役としての職務を全うする所存であることを、確認済みです。

【独立性に関する事項】

同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

候補者番号

5 岩崎 二郎 (いわさき じろう)

新任 社外 独立



1945年12月6日生 【所有する当社株式の数】 0株 【特別の利害関係】 なし

略 歴

1974年 東京電気化学工業株式会社 (現 TDK(株)) 入社
 1996年 同社 取締役 人事教育部長
 1998年 同社 常務取締役 記録メディア事業本部長
 2006年 同社 取締役専務執行役員 アドミニストレーショングループジェネラルマネージャー
 2008年 GCAサヴィアン株式会社 (現 GCA(株)) 社外監査役
 2009年 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 (現 (株) JVCケンウッド) 取締役執行役員常務 コーポレート戦略部長
 2011年 SBSホールディングス株式会社 社外監査役
 帝京大学 経済学部経営学科 教授
 2015年 SBSホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)
 2016年 GCAサヴィアン株式会社 (現 GCA(株)) 社外取締役 常勤監査等委員 (現任)
 ルネサスエレクトロニクス株式会社 社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

SBSホールディングス株式会社 社外取締役
 GCA株式会社 社外取締役 常勤監査等委員
 ルネサスエレクトロニクス株式会社 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

岩崎二郎氏は、電気電子部品メーカーをはじめ、社外取締役として運輸倉庫業、コンサルティング等の様々な事業分野における豊富な経営経験を有しており、さらに大学教授の経歴もあります。それらを通じて培った経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるため、適任と判断し、候補者としました。

なお、同氏は当社取締役に選任された場合、基本的にすべての取締役会への出席が可能であること、当社取締役としての職務を全うする所存であることを、確認済みです。

【独立性に関する事項】

同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

候補者番号

6 齊藤 誠 (さいとう まこと)

新任 社外 独立



1946年1月30日生 【所有する当社株式の数】 100株 【特別の利害関係】 なし

略 歴

1978年 弁護士登録 (東京弁護士会)
2000年 高周波熱錬株式会社 社外監査役
2002年 弁護士法人齊藤法律事務所 設立、代表者社員 (現任)
2007年 高周波熱錬株式会社 社外取締役 (2014年退任)
2011年 公益財団法人 日本女性学習財団 監事 (現任)
2018年 独立行政法人 日本スポーツ振興センター 入札監視委員会委員 (現任)

【重要な兼職の状況】

弁護士法人齊藤法律事務所 代表者社員

【社外取締役候補者とした理由】

齊藤誠氏は、弁護士として幅広い業務に従事し、特に、社外取締役の経験に基づく企業法務、日本弁護士連合会企業の社会的責任 (CSR) と内部統制に関するPT座長として企業の社会的責任およびコンプライアンス、さらにはビジネスと人権の問題といった分野を手掛けてこられました。また、企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインをまとめ、第三者委員会報告書格付委員会のメンバーとして活動して参りました。こうした豊富な経験とそれに基づく専門的知見を当社経営の監督に活かし、客観的な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者としました。

同氏は、社外取締役または社外監査役以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、同氏は当社取締役に選任された場合、基本的にすべての取締役会への出席が可能であること、当社取締役としての職務を全うする所存であることを、確認済みです。

【独立性に関する事項】

同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

候補者番号

7 加藤ひとみ (かとう ひとみ)**新任** **社外** **独立**1954年4月12日生 **【所有する当社株式の数】** 0株 **【特別の利害関係】** なし**略歴**

1977年 三菱石油株式会社 入社
1986年 松原・村木国際特許事務所 入所
1996年 高砂香料工業株式会社 入社
2006年 同社 法務・特許部長
2014年 ファリア合同会社 設立、代表社員（現任）
2017年 日光ケミカルズ株式会社 執行役員・法務部長（現任）

【重要な兼職の状況】

ファリア合同会社 代表社員
日光ケミカルズ株式会社 執行役員・法務部長

【社外取締役候補者とした理由】

加藤ひとみ氏は、長年企業法務に従事し、各種訴訟対応、国際事業展開、特許等多様な分野での豊富な経験を有しております。同氏は、経済法友会における活動の他、内部通報制度、営業秘密等の分野において大学・官庁等での講演やガイドラインの策定・執筆を行った実績があります。また、同氏は専業主婦の期間を経ての企業勤務への復帰、大学院での研究をしながらの勤務等の多様な勤務経験を有しております。その豊富な見識と多様な経験から経営の透明性確保と経営への監督機能を高めるための助言・提言等をいただけるものと判断し、候補者となりました。

なお、同氏は当社取締役役に選任された場合、基本的にすべての取締役会への出席が可能であること、当社取締役としての職務を全うする所存であることを、確認済みです。

【独立性に関する事項】

同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

候補者番号

8 勝呂 文康 (すぐろ ふみやす)

再任



1957年8月26日生 【所有する当社株式の数】 12,800株 【特別の利害関係】 なし

略 歴

1982年 当社 入社
2008年 当社 執行役員、秘書部長
2010年 当社 秘書担当、国際事業部 部長
2012年 当社 常務執行役員
2014年 当社 取締役（現任）、国際事業部長
2016年 当社 専務執行役員（現任）
2019年 当社 国際事業担当（現任）

【重要な兼職の状況】

SEKISUI HOUSE US HOLDINGS, LLC 取締役
SH RESIDENTIAL HOLDINGS, LLC 取締役
URBAN SPLASH HOUSE HOLDINGS LIMITED 取締役
積水好施新型建材（瀋陽）有限公司 董事
積水常成（蘇州）房地產開發有限公司 董事

【取締役候補者とした理由】

本議案の提案者である勝呂文康は、2014年より当社取締役として、成長著しい国際事業部門を推進・けん引してきました。2017年に発生し当社に巨額の損害を被らせた、いわゆる「地面師事件」に関し、真相および責任の所在を明確にせず、重要な事実や資料を隠蔽しようとする現経営陣の姿勢を憂慮し、このたび当社の将来のために立ち上がった次第です。勝呂文康は、当社の持続的な企業価値の向上に向けて、強固なコンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの体制を築くため、全力で取り組みます。

候補者番号

9 藤原 元彦 (ふじわら もとひこ) 新任



1962年9月8日生 **【所有する当社株式の数】** 30,700株 **【特別の利害関係】** なし

略 歴

1985年 当社 入社
 2006年 当社 北関東営業本部長 以降東関東、神奈川の各営業本部長を歴任
 2010年 当社 執行役員
 2012年 当社 常務執行役員
 2018年 当社 積和ハウジング事業部長
 2019年 当社 退職
 タカマツハウス株式会社 代表取締役社長 (現任)
 株式会社ミブコーポレーション 取締役会長 (現任)
 株式会社タツミプランニング 取締役会長 (現任)

【重要な兼職の状況】

タカマツハウス株式会社 代表取締役社長
 株式会社ミブコーポレーション 取締役会長
 株式会社タツミプランニング 取締役会長

【取締役候補者とした理由】

藤原元彦氏は、1985年の当社入社以来、主力の国内戸建住宅事業に一貫して従事し、当社の事業運営につき豊富な経験と実績を有しております。また、同氏は、2017年に発生した、いわゆる「地面師事件」について、現経営陣が重要な事実や資料を隠蔽し、真相および責任の所在をうやむやにしている状況に反対し続け、その結果、当社を離れるなど、コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンス重視の信念を貫いてきました。こうした実績と強い信念から、当社の信頼回復および国内事業の推進のために必要な人物であると判断し、候補者となりました。

なお、同氏は、当社取締役を選任された場合には、上記重要な兼職の全てを退任し、当社取締役の職務に専念する意向です。

候補者番号

10 山田 浩司 (やまだ こうじ)

新任



1968年2月12日生 【所有する当社株式の数】 0株 【特別の利害関係】 なし

略 歴

1991年 三井物産株式会社 入社
2000年 モルガン・スタンレー証券会社 入社
2006年 ドイツ証券株式会社 入社
2008年 BNPパリバ銀行 入社
2012年 NORTH AMERICA SEKISUI HOUSE, LLC 入社
2016年 同社 President and COO
2019年 同社 CEO
同社 退職

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

山田浩司氏は、2012年に当社米国法人に入社し、その後同法人の責任者を務めました。同法人では、それ以前の金融分野における豊富な経験を活かし、当社米国事業の拡大に中心的な役割を担い、当社の国際事業を現場でけん引して参りました。また、米国基準のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスのもと、適切な事業の推進に寄与して参りました。こうした実績と経験から、当社の米国事業の推進のために必要な人物であると判断し、候補者としました。

候補者番号

11 和田 勇 (わだ いさみ)

新任



1941年4月29日生 【所有する当社株式の数】 203,435株 【特別の利害関係】 なし

略歴

1965年 当社 入社
 1990年 当社 取締役
 1994年 当社 常務取締役
 1996年 当社 専務取締役
 1998年 当社 代表取締役社長
 2008年 当社 代表取締役会長兼CEO
 2018年 当社 取締役相談役
 当社 取締役退任 (同年4月)

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

本議案の提案者である和田勇は、2018年まで、当社で強力なリーダーシップを発揮し、当社の企業価値を大きく増大させるとともに、コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンス重視の姿勢を貫いてきました。2017年のいわゆる「地面師事件」の際は、これが現経営陣による「不正取引」であるとの疑いをもち、調査対策委員会を設置し、同委員会により作成された「調査報告書」を直ちに公表するよう提言、さらに、同調査報告書で「重い責任がある」とされた阿部氏の代表取締役解任を提案するなどした結果、当社から退くことを余儀なくされました。しかし、その後の当社の現状を憂い、社会からの信頼回復および従業員の一人一人が誇りをもって働ける環境の構築のために立ち上がった次第です。和田勇は、当社取締役に選任された場合、1年以内に、第三者委員会による「不正取引」の徹底究明、コンプライアンス体制の確立、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス改革を断行します。

-
- (注) 1. クリストファー・ダグラス・ブレイディ氏、パメラ・フェネル・ジェイコブズ氏、岡田康司氏、佐伯照道氏、岩崎二郎氏、齊藤誠氏および加藤ひとみ氏（以下、この7名をあわせて「本件社外取締役候補者」といいます。）は、社外取締役候補者であり、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。
2. 本議案にかかる取締役11名の一括選任が承認可決された場合、当社は、本件社外取締役候補者を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、新たに選任することについて同取引所へ届け出る予定です。
3. 本議案にかかる取締役11名の一括選任が承認可決された場合、当社は、本件社外取締役候補者との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結する予定です。

以上

本株主提案（第8号議案）に対する当社取締役会の意見

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

なお、委員の半数以上を独立社外取締役又は独立社外監査役とする人事・報酬諮問委員会における審議においても、全会一致で本株主提案の11名の候補者全員に反対の意見が表明されております。

2. 反対の理由

(1) 会社提案が当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から最良な選択肢であること

当社は、本定時株主総会において、第3号議案「取締役12名選任の件」に記載のとおり、取締役候補者12名（うち4名が独立社外取締役候補者）の選任議案（以下「会社提案」といいます。）を上程いたします。当社としては、会社提案の取締役候補者12名が選任されることこそが、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、最良な選択肢であると判断しております。

当社は、経営方針を「事業ドメインを“住”に特化した成長戦略の展開」と掲げ、第4次中期経営計画（2017～2019）の基本方針「BEYOND2020に向けた“住”関連ビジネスの基盤づくり」を推進してきた結果、最終年度である2020年1月期は、売上高2兆4,151億8千6百万円、営業利益2,052億5千6百万円と、過去最高業績を達成いたしました。

また、当社は、特に2018年を「ガバナンス改革元年」と位置付け、取締役会運営の透明化、活性化（取締役会の議長と招集権者の分離）をはじめ、次の各施策を実施いたしました。

- | | |
|-------------------|----------------|
| ・代表取締役の70歳定年制の導入 | ・取締役の担当部門の明確化 |
| ・議論活性化のための経営会議の設置 | ・取締役会の実効性評価の実施 |

さらに、当社は、取締役会の構成等についても見直しを行い、当社の業務に精通し知見を有する者、財務会計及び法令遵守等に知見・専門性を有する者等を、ジェンダーを含む多様性と適正人数を両立する形で構成することを意図して取り組み、2018年4月に開催された当社第67回定時株主総会で株主の皆様にご承認をいただき、女性社外取締役（吉丸由紀子氏）及び女性社外監査役（榎村久子氏）を新たに選任するなど、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性との両立を図ってまいりました。

加えて、当社は、2019年には、事業マネジメントレベルのガバナンス強化として、事業体の総務責任者の独立性確保と牽制機能強化（総務責任者の所属・人事評価プロセスの見直し）や支店長のインテグリティ（誠実で高い倫理観、真摯さ）向上（次期支店長育成・選抜プログラムの開始）に努めました。

トップマネジメントレベルの改革としては、**社外取締役の役員賞与制度を廃止**するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした社内取締役の報酬の見直しにも着手し、2019年4月に開催された当社第68回定時株主総会で株主の皆様にご承認をいただき、**社内取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入**を行いました。また、本定時株主総会においては、さらに、**独立社外取締役比率を1/3とすべく、社外取締役を1名増員する内容の会社提案を上程**いたします。

<2018年以降のガバナンス改革の進捗>

		トップマネジメントレベル	事業マネジメントレベル
2018年	2月	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会運営の透明化、活性化 (取締役会議長と招集権者の分離) 経営会議の設置 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 代表取締役の70歳定年制導入 取締役会の実効性評価の実施 取締役の担当部門の明確化<4月機構改革> 	
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 女性社外役員の登用 	本社機構改革 【再発防止に向けた取組み】 <ul style="list-style-type: none"> 管理部門会議におけるリスク情報の共有 不動産稟議制度改革 (審査責任部署の明確化等及び電子稟議システム導入) リスク管理委員会におけるPDCAサイクルの対策
	11月		<ul style="list-style-type: none"> 営業本部総務部長、支店総務長の牽制機能の強化 (総務部長インテグリティ研修、次期総務長候補本社研修等) 支店長のインテグリティ向上
2019年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡制限付株式報酬制度の導入 社外取締役の役員賞与制度の廃止 	
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 取締役の任期見直し<2年→1年> 相談役・顧問制度の廃止 	取締役会にて方針決定、 2020.4株主総会 付議予定
2020年	4月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の独立性向上 (独立社外取締役比率1/3達成) 役員報酬制度の抜本的な見直し (2019年7月より人事・報酬諮問委員会にて複数回審議) + 「株式報酬返還 (いわゆるマルス・クローバック) 条項」 「株式保有ガイドライン」の導入 経営陣幹部の選解任<取締役選任要件の明確化> 	
第5次中計期間 (ガバナンス改革)		1. コーポレートガバナンスの体制改革と実効性強化 2. 情報開示の充実とステークホルダーとの対話	1. 事業マネジメント層のインテグリティ向上 2. グループガバナンス体制の強化

そして、今般、2023年1月期を最終年度とする**第5次中期経営計画**を策定し、「コアビジネスのさらなる深化と新規事業への挑戦」を基本方針に掲げ、**売上高2兆7,000億円、営業利益2,200億円の達成**を目標として積極的かつ大胆に事業活動を展開することといたしました。また、2018年2月より取り組んでまいりました投資効率を重視した財務戦略をさらに発展させ、資本政策の面においても10年後を見据えた財務基盤の構築を図ります。これらにより、

10%台のROEを安定的に創出しつつ、持続的な企業価値及び株主共同の利益向上に向けた成長投資の推進と株主還元強化を目指します。

このように、直近事業年度において過去最高業績を達成し、かつ当社グループの一層の発展に向けた第5次中期経営計画を策定することが可能となったのは、株主の皆様からのご支援、積水ハウスブランドを愛していただいているお客様、協力工事店・取引先の皆様のご協力、全従業員の努力と研鑽といったステークホルダーからの支えに加え、当社第67回定時株主総会において選任された現体制が一丸となり、ESG経営のリーディングカンパニーを目指して、経営に励んだ成果であると考えております。

したがって、当社としては、**前記の現体制の実績及び成長投資の推進と株主還元強化を実現できる将来性に鑑み、現体制の中核メンバーを維持しつつ独立社外取締役比率を1/3に高めて取締役会を構成する会社提案が、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から最良な選択肢**であると判断しております。

(2) 会社提案及び本株主提案が、透明性が確保されたプロセスのもとで検討・審議されたこと

当社は、当社の業務に精通し知見を有する者、財務会計及び法令遵守等に知見・専門性を有する者等を、ジェンダーを含む多様性と適正人数を両立する形で取締役会を構成することとしており、取締役候補者には、高いインテグリティ（誠実で高い倫理観、真摯さ）と経営能力を兼ね備え、当社グループの企業理念を実践するにふさわしく、当社グループの事業について関心及び深い洞察力等の資質を有する者を選定することとしています。

また、地球温暖化の進行、超高齢社会に対応する社会情勢の変化、インバウンド需要の拡大やAI・IoTの更なる進化によるライフスタイルの急速な変革等、我が国の経済情勢とともに当社グループを取り巻く事業環境が大きく変化する中、当社グループの持続的な企業価値及び株主共同の利益向上を図るには、住宅業界で確かな実績と経験を有する社内取締役を中心としながら、企業経営経験者であり、かつ国際事業や海外の住宅市場・都市計画又はESGに関する経験・知見のある社外取締役を適切な比率で含む構成の取締役会に経営を委ねるべきであり、また、そのような取締役会でこそ、成長戦略が実現できると考えております。

当社は、取締役候補者の選定方針及び具体的な候補者の選定案につきましては、公正性及び透明性を確保するため、委員の半数以上を独立社外取締役又は独立社外監査役とする人事・報酬諮問委員会で審議の上、その意見を尊重し、取締役会で決定することとしております。本定時株主総会に際し前記の考え方に従い、会社提案について人事・報酬諮問委員会で審議の上、その意見を尊重して取締役会で審議を行いました。その結果、取締役会は、以下の理由及び前記（1）記載の2年間の実績を踏まえて、会社提案こそが、第5次中期経営計画の実現を確かなものとし、かつ、当社の経営監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に資する、最適なものであると判断いたしました。

- I 会社提案は、取締役会の役割・責務を高い水準で果たすことが出来る構成であり、取締役会の規模、多様性、社外取締役比率（**社外取締役を1名増員し4名とし、取締役会における社外取締役比率を1／3**としています。）のいずれも適切であること。
- II 当社の取締役会に求められるスキルセットを総合的に考慮した結果、会社提案は、社会的意義を重視し、イノベティブな成長戦略を策定し着実に遂行でき、当社の長期的かつ持続的な企業価値及び株主共同の利益向上に資する、必要かつ十分な体制であること。

これに対して、本株主提案の11名の候補者についても、候補者の経歴と実績に加え、当社取締役会の構成における役割・機能等の観点から人事・報酬諮問委員会で審議の上、その意見を尊重して取締役会で審議を行いました。その結果、取締役会は、後記（3）から（6）までに記載の理由から、本株主提案に従った候補者を取締役に選任することは適切ではないと判断いたしました。

（3）本株主提案における企業価値及び株主共同の利益向上策が不明確であること

株主提案書には、「取締役11名を一括して、当社取締役に選任することをお願いするものです。」との記述があることから、本株主提案の主旨は、当社の経営体制の刷新にあると理解しております。しかし、その提案理由には、「持続的な企業価値向上のための提案」という表現が使われているものの、具体的な経営戦略は一切示されておらず、当社の企業価値及び株主共同の利益向上に資する方針は不明確です。

本来、経営体制の刷新を目的とした株主提案には、具体的な企業価値及び株主共同の利益向上策が明記されるべきものですが、それらが記述されていないということは、提案株主及び本株主提案における取締役候補者が、当社の持続的な企業価値及び株主共同の利益向上のための具体的で明確な施策を持ち合わせていないことの証左であると判断せざるを得ません。

前述のとおり、**現体制は企業価値及び株主共同の利益向上に資する明確な経営戦略を示しており、本株主提案によって当社の経営体制が刷新された場合には、無用に当社の経営に混乱を招きかねません。**

（4）本株主提案の提案理由には、多数の事実誤認や事実と異なる内容が含まれること

本株主提案の提案理由には、以下のとおり、多数の事実誤認や事実と異なる内容が含まれております。

① 不正取引は存在しないこと

当社は、2018年3月の個人株主から現代表取締役への提訴請求の際、当社監査役会の主導の下、外部弁護士に委嘱して詳細な事実調査を実施しております。**本株主提案の提案理由に記載の内容は、その詳細な調査結果と異なるもので、明確な事実誤認であり、「不正取引」は存在しません。**また、詐欺事件に関する刑事捜査においても、その後の刑事裁判手続においても、当社内部者と犯人グループとのつながり等の不正な行為は一切検出されておられません。

② **重要情報を公表していること**

当社は、2018年3月6日付の適時開示文書として、「分譲マンション用地の取引事故に関する経緯概要等のご報告」を公表しており、「地面師事件」の経緯概要、発生原因、責任の所在、再発防止策及び処分の内容に至るまで網羅して記載しております。当社対応の問題点を段階や立場に応じて分析し、「本社からの牽制機能が働かず、現場は契約の履行に邁進」、「複数のリスク情報への対応は非常に拙劣」等の評価を率直に記載するとともに、当該適時開示文書のP2「3. 本件の責任に関する調査対策委員会の意見及び対策提言」においては、阿部社長（当時）の責任について「業務執行責任者として、取引の全体像を把握せず、重大なリスクを認識できなかったことは、経営上、重い責任があります。」と調査報告書の原文をそのまま記載しております。

当社が調査報告書の全文を公表していない理由は、「地面師事件」の模倣犯を生じさせかねないことへの懸念や捜査上の機密保持及び個人のプライバシーへの配慮のためであり、提案株主の言うような重要情報の隠蔽などは全くありません。

③ **2018年以降、徹底したガバナンス改革によりガバナンスは強化されていること**

2018年3月6日付適時開示「当社取締役会の議事に関する報道について」で公表しておりますとおり、同年1月24日開催の取締役会において、新しいガバナンス体制の構築に向けて、取締役会の議長と招集権者の分離等による権力集中の解消等を目的とした和田会長（当時）の解職その他の動議がなされ、当該取締役会の議長交代及び取締役会規則改定の動議が可決された後、和田会長（当時）から辞任の申し出がなされ、当該辞任が全会一致で承認されました。そして、前記（1）記載のとおり、現取締役会は、2018年以降、動議の目的であったガバナンス改革をその後も徹底して実施し、これにより当社のガバナンスは強化されております。提案株主が主張する「ガバナンス不全」は、事実と反し、かつ、何ら具体性のない主張であります。現取締役会としては、**提案株主である和田氏が、自身の意に添わない形で2018年1月の取締役会の決議がなされたことに対し、根拠なく当社を「ガバナンス不全」と称しているに過ぎないと理解せざるを得ません。**

(5) **本株主提案は提案株主の正当な理由によるものではないと推察されること**

前記（4）にも記載のとおり、本株主提案の提案理由として挙げられている「不正取引」・「重要情報の隠蔽」・「ガバナンス不全」は、いずれも事実と異なるもので、現取締役会や、会社提案候補者による新取締役会体制が不適切という理由にはなり得ませんから、本株主提案については、**事実と異なる記載をしてまで提案をする提案株主に正当な理由があるとは考えにくいと言わざるを得ません。**

本株主提案において、提案株主である和田氏の代理人を務めている弁護士は、2018年3月の提訴請求を皮切りとした当社代表取締役に対する一連の代表訴訟において、個人株主の代理人を務めている弁護士と同一の人物であります。

当該弁護士は、当該訴訟で「地面師事件」の詳細経緯や関連の証拠を当社が裁判所に率先して提出しているにも関わらず、それらと重複する調査報告書の提出を執拗に要求してきました。また、当該訴訟の手續において、当社代表取締役からの善管注意義務・忠実義務違反の責任とは関連性の乏しい和田氏の辞任の経緯について、2018年5月の提訴段階から問題視する主張を繰り返しております。これらの不審な訴訟活動は、本株主提案のための準備的な行動であるとしか考えられません。

このような一連の状況を総合的に勘案いたしますと、本株主提案は、和田氏が「当社の現状を憂い立ち上がった」（本株主提案の理由）ものではなく、あくまでも提案株主の私的な理由によるものである可能性が高く、当社の企業価値及び株主共同の利益向上を実現するためのものではないと考えざるを得ません。

(6) 本株主提案の取締役候補者が全体として企業価値及び株主共同の利益向上のための適切な構成となっていないこと

前記(2)記載のとおり、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しており、当社の中核事業である住宅・不動産ビジネスは、非常に難しい舵取りが必要な状況に置かれております。

本株主提案の11名の候補者の構成を見ると、まず、社外取締役候補者については、住宅・不動産ビジネスに関する知識・経験を有していることが窺われる候補者が一人として含まれていません。社内取締役候補者を加えて俯瞰しましても、前記のような難しい舵取りが必要な状況下で当社の経営を担うにふさわしい知識・経験・能力を備えた構成とは到底言えません。したがって、本株主提案の取締役候補者は、全体として企業価値及び株主共同の利益向上のための適切な構成となっていないと判断せざるを得ません。

(7) まとめ

以上から、当社取締役会は、会社提案こそが持続的な企業価値及び株主共同の利益向上のために最適であると確信しており、本株主提案の候補者を取締役に選任する必要は皆無であると考えておりますので、本株主提案に反対いたします。

以 上

会場ご案内

本定時株主総会の会場は、下記のとおりでございます

ウェスティンホテル大阪 2階 ローズルーム 大阪市北区大淀中一丁目1番20号

※ ローズルームが満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



交通機関のご案内

- 【JR大阪駅】 中央北口より 徒歩15分
- 【阪急梅田駅】 茶屋町口より 徒歩15分
- 【地下鉄御堂筋線梅田駅】 5番出口より 徒歩15分

